ます。 申告が必要な方は必ず申告をしてください

所得税と市・県民税(国保税)の申告が始まり

所得税の申告の必要な方

②保険の満期や不動産等の売 ①事業・農業・ ▽給与所得者の方 給与所得者以外の方 却収入等があった方 内訳書の添付が必要) 必要経費をまとめた収支 ある方(売上げ等の収入と 不動産所得が

①給与の年収が2千万円を超 要です。 いますが、 える方 次の方は申告が必

通常は年末調整で精算されて

サラリーマンの所得税は

場合

告は必要) 場合でも、 を超える方 所得金額の合計が20万円 市・県民税の申 (20万円以下 O

③2か所以上から給料をもら ってい ・る方

所得金額が38 に変更があった場合(合計 万円

⑥還付を受けられる方は、

告者名義の口座番号等が還付を受けられる方は、申

で、洲本税務署もしくは市役は申告書は送付されませんの

時が混雑しています。

営業・農業・漁業等の収支

00 9 9

ルセンター

Ò

されます。

(給与・年金所得

間や申告期限前の1週間、

特

毎年、

申告開始直後の1週

混雑する原因になります。

に月曜日や各日午前中、

雨天

方は、申告相談会場で職員に

申告書が完成し提出のみの

ソコンを設置

します

a X 用 の

直接手渡しください

。この場

納税システム: http://www.

ax(国税電子申告·

待ち時間はありません。

たは20年分のいずれか1回)。 が控除されます。(19年分まと、所得税額から最高5千円

役所での確定申告会場(灘・

е

ax普及のため、

市

沼島を除く) で e-

Tax用

のパソコンを設置します。

電

です。

axで申告する

宅のパソコンから各種申請や e-tax.nta.go.jp/) ではご自

確定申告、

納税が可能

ださい。控除額証明書コーい方は、再発行を受けてく※紛失された方や届いていなの証明書(領収書不可)」

あらかじめ分類・集計を申告会場は混雑します

きてない方が多いと、さらに計をお願いします。整理がでいる。

内訳書や医療費控除の領収書

市山手1-1-15洲本税務署先=〒656-8656 部送でも受付します。

6 5 6

(送付

15洲本税務署)

所税務課へご請求ください)

②給与所得や退職所得以外の

④年末調整後に扶養等控除額

 \mathcal{O}

き、

あわじ市内に住所のある方は 平成20年1月1日現在、南 平成20年1月1日現在、南

きません) 方を扶養に取ることはで

た所得税の還付を受けられる 所得税が還付される方確定申告すれば ラリ 確定申告をしなくてもよい 次の場合には確定申告を があります ーマンや年金所得者で あらかじめ源泉され

①災害や盗難にあったとき ③国や地方公共団体等に寄附 ②多額の医療費を支払ったとき (洲本税務署で申告ください) したとき

④住宅ローンの融資を受けて マイホー または増改築したとき ムを取得したと

⑤年末調整しなかった控除額 がある方

領収書(コピーや医療費の細書」「支払った医療費の明 () 医療費控除を受ける方は事 要です。 ①給与・年金のある方は 確定申告に必要なもの らせ」 は不可)

泉徴収票」(「年金額のお知 源

お知らせは不可)」

ける方は「登記簿謄本」、「住

④住宅借入金等特別控除を受 険料の証明書」

③生命保険・地震保険料控除

⑤国民年金保険料を支払わ ンの年末残高等証明書」 契約書の写し」、「住宅ロ 民票の写し」、「売買・請 「売買・請負 「支払保険料 「住宅ロー

一定基準を満たす高齢者も適用 障害者控除対象者認定書

所得税と市県民税の障害者控除の適用

上記以外の方でも、次の条件をすべて 満たす方からの申請があり、審査を経て、 障害者控除対象者認定書を交付できる場 合があります。この認定書により、障害 者控除を受けることができます。

- ◆対象者 次のすべての条件を満たす方 ①満 65 歳以上 (12 月 31 日現在)
 - ②要介護認定を受けている ③身体もしくは精神に基準以上の障害 があり、障害者手帳の交付を受けて
- ◆申請先 総合窓口センター

③南あわじ市内に在住 なって る親族の税法上の扶養に とする方は申告が必要です 除、雑損控除等を受けよう して

も、所得が「O」の申告が必成19年中の所得がない方で 右記に該当しない方は、 いる方 平

の交付

は、原則として障害者手帳の交付を受け ている人が対象です。

- いない
- 圓長寿福祉課☎ 44-3005

要です。ただし、次の条件に原則として申告書の提出が必 当てはまる方は申告の必要は ありません

①所得税の確定申告を済まさ

章星を12.2. 年金のみの方(遺族年金・所からの給与または公的 ②平成19年中の所得が、 ※障害者控除、寡婦・寡夫控 障害者年金以外)

減価償却制度が改正

19 年度の税制改正で、

平成19年4月1日以後に取得した 減価償却資産の償却方法の主な改正点 については、以下のとおりです。

- ①改正前の減価償却費の計算における 「償却可能限度額」(取得価額の95 %相当額)及び「残存価額」が廃止 され、「新たな償却方法(定額法・ 定率法等)」により減価償却費を計 算する。
- ②減価償却資産の取得価額から、各年 分の減価償却費の累積額を控除した 金額(未償却残高)が1円になるま で償却する。
- ③新たな償却方法の計算において適用 される「定額法の償却率」及び「定 率法の償却率」等が定められました。

圓洲本税務署☎ 24-1212

洲本税務署 **22** 24-1212

市役所税務課 **2** 43-5022

申告受付日一覧

下記期間以外での「所得税の確定申告」は洲本税務署へお願いします。

| ト記期間以外での「所得税の傩正申告」は洲本税務者へお願いします。 | | | | | | | |
|----------------------------------|---|----------------------------------------------------------|------------|-------|--------------------|-----------------|--------------|
| 開催日 | 曜 | 申告受付会場 | | | | お変要に ト フ | お畑上に トフ |
| | | ●印は申告相談受付日 | | | | | 税理士による |
| | | 三原市民 | 緑庁舎 | 西淡第2 | 南淡庁舎 | 出張相談 | 地区無料相談 |
| | _ | センター | 11-517-5 🖂 | 庁舎集会室 | 1137773 11 | | |
| 2月18日 | | | | | | | |
| 2月19日 | 火 | | | | \T \(\frac{1}{2}\) | 南淡庁舎 | 商工会南淡支所 |
| 2月20日 | _ | | | • | 沼島出張所 | 西淡集会室 | 商工会西淡支所 |
| 2月21日 | 木 | | | | | 三原市民センター | 商工会本所 |
| 2月22日 | 金 | • | • | | • | | |
| 2月23日 | 土 | | | | | | |
| 2月24日 | 日 | | | | | | |
| 2月25日 | 月 | | | • | • | 南淡庁舎 | |
| 2月26日 | 火 | | • | | | | |
| 2月27日 | 水 | | | • | | 三原市民センター | 商工会本所 |
| 2月28日 | 木 | | • | | 灘連絡所 | 緑庁舎 | 緑市民センター |
| 2月29日 | 金 | | | • | • | | |
| 3月1日 | 土 | | | | | | |
| 3月2日 | 日 | | | | | | |
| 3月3日 | 月 | | • | • | • | | |
| 3月4日 | 火 | | • | • | • | 三原市民センター | |
| 3月5日 | 水 | | • | | • | | |
| 3月6日 | 木 | | • | • | • | 南淡庁舎 | 商工会南淡支所 |
| 3月7日 | 金 | | | | • | | |
| 3月8日 | 土 | | | | | | |
| 3月9日 | 日 | | | | | | |
| 3月10日 | 月 | • | • | | • | | |
| 3月11日 | 火 | • | | | • | | |
| 3月12日 | 水 | • | • | | | | |
| 3月13日 | 木 | • | • | | • | | |
| 3月14日 | 金 | • | • | | • | | |
| 3月15日 | 土 | | | | | | |
| 3月16日 | 日 | • | | | • | | |
| 3月17日 | 月 | • | • | | • | | |
| 相談時間 | | | 9:00 ~ | | | | |
| | | 沼島出張所は2月20日(10:00~15:00)、灘連絡所は2月28日(10:00~15:00)※灘·沼島以外の | | | | 9:30 ~ 15:00 | 9:30 ~ 16:00 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | (受付は 15 時まで) |
| | | 連絡所等での受付は行っていません | | | | | |
| | | ※ 12:00 ~ 13:00 の間は昼休み | | | | | |

申告は、市役所の相談会場では受付できませんので、洲本税務署(☎24-1212) でお願いします。ただし、土地建物等を売却された場合の譲渡所得の申告以外は 税務署・税理士による出張相談会場でも申告いただけます。

えできない場合があります。

※土地建物等を売却された場合の譲渡所得・株・先物取引・消費税・青色申告・贈与税の

※3月9日・16日(日)の申告相談は、洲本税務署が閉庁のため、問合せ等にお答

go.jp) でも申告書を作 ちの方は、ご自分で申告書を子証明書付住基カードをお持 る事ができます。申告書を 作成する事が出来ます ※申告書作成の相談は混雑 なお、 ただく場合があります。況により、長時間お待ち 必要書類と共にご提 e a

※電子証明書取得には市役所 ムページ (http://www.nta. しない場合は、国税庁ホー 総合窓口で4日程必要です。 x を利用

2008.2.1発行